

教職第1525号
平成21年3月31日

各市町村教育委員会教育長
各市町立学校長
各県立学校長
総務部総務事務センター所長

様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

通勤認定事務の取扱いの一部変更について（通知）

通勤手当の認定について、全庁的に統一を図る観点から取扱いの一部を下記のとおり変更しますので、平成21年4月1日以降の認定についてはこれによってください。

なお、これに伴う規則、通知等の改正はありません。

記

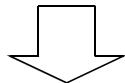
通勤手当

育児休業、長期の病気休暇、休職等の期間中に職員が移転した場合の支給の開始、支給額の改定（増額）の時期について

（変更前）

復帰・復職した日までに届出があった場合：

事実が生じた日※の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）



（変更後）

事実が生じた日※から15日以内に届出た場合：

事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

事実が生じた日※から15日経過後に届出た場合：

届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

※事実が生じた日

①育児休業等から復帰・復職した日の属する月の前月以前に移転が完了した場合：

復帰・復職した日が属する月の初日

②育児休業等から復帰・復職した日の属する月に移転が完了した場合：

移転が完了した日の翌日

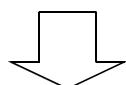
【例】転居による増額改定

9/20に育児休業等から復帰・復職した場合

(変更前)

8/10	9/1	9/20
転居	事実発生日	復帰

- 9/20までに届出があれば、9月分から増額改定



(変更後)

8/10	9/1	9/20
転居	事実発生日	復帰

- 9/16（週休日等に該当する場合はその直後の要勤務日）までに届出があれば、9月分から増額改定
- それ以降の届出の場合は10月分から増額改定

教職員課 制度・指導担当